

感 第 3 5 5 号
令和 4 年 7 月 27 日

各 関 係 機 関 の 長 様

島根県健康福祉部長
（医療政策課）
（高齢者福祉課）
（障がい福祉課）
（感染症対策室）
【公印省略】

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（通知）

平素より、当県の感染症予防行政に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡が改正されました。

つきましては、本県においては当面の間、下記のとおり対応することとしましたので、ご承知おきください。

記

1. 医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等において濃厚接触者となった従事者は、最終曝露日から 5 日間（6 日目解除）を原則とし、事業を継続するために、事業者がやむを得ないと判断する場合に限り、2 日目及び3 日目の自費検査で陰性を確認することにより待機期間を3 日目から解除を可能とする。
2. 医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等において濃厚接触者となった従事者は、事業を継続するために、事業者がやむを得ないと判断する場合に限り、待機期間中においても、以下の事務連絡に基づく要件を満たしたうえ、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

<医療従事者>

- 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<介護従事者>

- 「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 4 年 3 月 16 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同健康局健康課

予防接種室、同老健局高齢者支援課、同認知症施策・地域介護推進課、同老人保健課
連名事務連絡)

<障害者支援施設等の従事者>

- 「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応につ
いて」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、
同健康局健康課予防接種室、同社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）

<問合せ先>	医療政策課	TEL:0852-22-6698
	高齢者福祉課	TEL:0852-22-6695
	障がい福祉課	TEL:0852-22-5723
	感染症対策室	TEL:0852-22-6530